

居宅介護支援サービス

契約書

様(以下、「お客様」とします)と有限会社在宅ケアセンターは、有限会社在宅ケアセンターがお客様に対して行う居宅介護支援サービスについて、次のとおり契約(以下、「本契約」とします)を締結します。

第 1条(契約期間)

- 1 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から、お客様の要介護認定または要支援認定(以下、「要介護認定等」とします)の有効期間の満了日(令和 年 月 日)までとします。
- 2 契約の満了日の7日前までに、お客様から有限会社在宅ケアサービスに対して、書面(「契約終了・解約申込書」)による契約終了の申し出がない場合は契約は自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第 2条(契約終了)

- 1 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は終了します。
 - ①第 1条第 2項の規定により、お客様から契約終了の意思表示がなされた時
 - ②第 3条第 1項の規定により、お客様から契約解除の意思表示がなされた時
 - ③第 3条第 2項の規定により、お客様から契約解除の意思表示がなされた時
 - ④第 4条第 1項の規定により、有限会社在宅ケアセンターから契約解除の意思表示がなされた時
 - ⑤第 4条第 2項の規定により、有限会社在宅ケアセンターから契約解除の意思表示がなされた時
- 2 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は自動的に終了します。
 - ①お客様が死亡した場合
 - ②お客様の要介護認定区分が自立と判定された場合

第 3条(お客様の解除権)

- 1 お客様は、本契約に定める居宅介護支援サービスが不要になった場合には、契約の有効期間中であっても本契約を解約することができます。この場合は、本契約の解約希望日の7日前までに、書面(「契約終了・解約申込書」)により有限会社在宅ケアセンターに通知するものとします。
- 2 お客様は、有限会社在宅ケアセンターが以下の事由に該当する場合、ただちに本契約を解除することができます。
 - ①不正行為を行った場合
 - ②第 17条の守秘義務に違反した場合
 - ③正当な理由がなくサービスの提供を拒否した場合
 - ④破産した場合
 - ⑤お客様及びそのご家族等の介護者の生命・財産・身体を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 4条(有限会社在宅ケアセンターの解除権)

有限会社在宅ケアセンターは、次の場合、お客様又はそのご家族等の介護者に説明を行うことにより、本契約を解除することができます。

- 1 やむを得ない事情があり、お客様に対して契約解約日の1ヶ月前までに理由を記した文書を交付した場合。
- 2 お客様又はそのご家族等の介護者が、有限会社在宅ケアセンターのサービス従事者の生命・身体・精神・財産などを傷つけるなど、その人権を侵害した事により、本契約を継続し難い事情が認められる場合。

- 3 お客様又はそのご家族等の介護者及び有限会社在宅ケアセンターの信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合。

第 5条(利用料金)

有限会社在宅ケアセンターが提供する居宅介護支援サービスの利用料金規定は、「居宅介護支援サービス重要事項説明書」に記載の通りです。

第 6条(居宅介護支援サービスを提供する事業所の変更)

お客様の居宅の移転その他により、居宅介護支援サービスを提供する事業所(以下、「サービス事業所」とします)が変更になる場合、有限会社在宅ケアセンターは、「サービス事業所変更確認票(居宅介護支援)」により、新たに居宅介護支援サービスを提供するサービス事業所の重要事項等をお客様に提示し、お客様の合意をもってサービス事業所の変更手続きを完了するものとします。

第 7条(介護支援専門員)

有限会社在宅ケアセンターは、介護保険法に定める介護支援専門員を、お客様への居宅介護支援サービスの担当者として任命します。

第 8条(身分証の携行)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びお客様及びご家族等からその提示を求められた時は、身分証を提示します。

第 9条(居宅サービス計画作成の支援)

有限会社在宅ケアセンターは、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、お客様の居宅サービス計画の作成を支援します。

- 1 お客様の居宅を訪問し、お客様及びそのご家族等に面接をして必要な情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正にお客様及びご家族等に提供し、お客様にサービスの選択を求めます。
- 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等についてお客様及びそのご家族及びそのご家族等に説明し、お客様またはご家族等から同意を得ます。
- 5 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第 10条(経過観察・再評価)

有限会社在宅ケアセンターは、居宅サービス計画作成後、次の各号の定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 お客様及びそのご家族等と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- 2 お客様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じた居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援等、必要な対応を行います。

第 11条(施設入所への支援)

有限会社在宅ケアセンターは、お客様が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、お客様に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第 12条(居宅サービス計画の変更)

お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または有限会社在宅ケアセンターが居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、有限会社在宅ケアセンターとお客様双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第 13条(お客様の医療機関等への入院又は介護保険施設等への入所)

お客様が、医療機関等へ入院又は介護保険施設へ入所された場合、有限会社在宅ケアセンターはお客様が退院又は退所された後にサービスの提供が再開できるよう努めるものとします。但し、入院又は入所期間等によっては、退院又は退所後のサービスの提供が再開できず、契約を終了する場合があります。この場合、有限会社在宅ケアセンターはお客様がサービスを確保できるよう紹介等の便宜を図るものとします。

第 14条(給付管理)

有限会社在宅ケアセンターは、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

第 15条(要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 有限会社在宅ケアセンターは、お客様が要介護認定等の変更申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう支援します。
- 2 有限会社在宅ケアセンターは、お客様がご希望される場合は、要介護認定等の申請をお客様に代わって行います。

第 16条(サービス提供の記録)

- 1 有限会社在宅ケアセンターは、指定居宅介護支援サービスの提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約の終了後 2年間保管します。
- 2 お客様は、有限会社在宅ケアセンターの営業時間内にそのサービス事業所にて、お客様に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できるとともに、その複写物の交付を受けることができます。
- 3 第 3条第 1項、第 4条第 1項及び第 2項の規定により、お客様または有限会社在宅ケアセンターが本契約の解約を書面で通知し且つお客様が希望した場合、有限会社在宅ケアセンターは直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、お客様に交付します。

第 17条(守秘義務)

- 1 有限会社在宅ケアセンター及び介護支援専門員は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得たお客様及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 有限会社在宅ケアセンターは、お客様又はそのご家族等から予め文書(「個人情報に関する同意書」)で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてお客様またはそのご家族等の個人情報を用いませぬ。

第 18条(賠償責任)

- 1 有限会社在宅ケアセンターは、居宅介護支援サービスの提供に伴って、有限会社在宅ケアセンターの責めに帰すべき事由によりお客様又はそのご家族等の介護者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- 2 お客様又はそのご家族等の介護者は、お客様又はそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、有限会社在宅ケアセンターのサービス従業者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害賠償を請求される場合があります。

第 19条(協議事項)

本契約に疑問が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、お客様又はそのご家族等の介護者及び有限会社在宅ケアセンターは誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとします。

第 20条(第三者機関の仲介)

お客様又はそのご家族等の介護者及び有限会社在宅ケアセンター双方の協議によっても、解決が困難な事態が生じた場合には、お客様又はそのご家族等の介護者及び有限会社在宅ケアセンターは、行政等の第三者機関を仲介させ、誠意をもってその解決に努めるものとします。

本契約を証するため、本書を2適作成し、有限会社在宅ケアセンター・お客様(又はその代理人)は、記名捺印の上各1通を保管するものとします。

なお、お客様(又はその代理人)は、本契約の締結にあたって、有限会社在宅ケアセンターから居宅介護支援サービスに関する「重要事項説明書」の説明を受けました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 秋田県秋田市下北手松崎字前谷地 142-1
事業者名 有限会社在宅ケアセンター

サービス事業所 (事業所の名称及び所在地)
秋田在宅ケアセンター
秋田県秋田市下北手松崎字前谷地 142-1

管理者 _____

お客様 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

立会人口または署名代行人口(該当するものにチェック)

住 所 _____

氏 名 _____